

令和 6 年 5 月 31 日
厚生労働省人材開発統括官

教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）の実施状況について

1. 事業の概要

教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により令和 5 年 10 月指定分、令和 6 年 4 月指定分、令和 6 年 10 月指定分及び令和 7 年 4 月指定分の教育訓練給付の講座指定の前提となる調査事業を実施している。

（１）業務内容

講座指定の可否を判断するために必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに付随する業務

（２）契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（３）調査期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（４）受託事業者

中央職業能力開発協会

（５）実施状況に関する調査の期間

上記（２）のうち令和 5 年度終了時点

（６）事業者決定の経緯

「教育訓練講座受講環境整備事業（指定申請に係る調査等）（令和 5 年度～令和 6 年度）に関する民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（１者）から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、評価基準を満たしており、また、令和 5 年 3 月 2 日に開札した結果、当該入札参加者の提示した価格が予定価格の範囲内であったことから、当該入札参加者について総合評価を行ったところ、上記（４）が落札者となった。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況等

（１）確保すべきサービスの質の達成状況及び評価

令和５年度調査において確保されるサービスの質の達成状況については、実施要項上、「特に調査業務は、教育訓練給付講座を指定する可否を判断するために必要となる重要な業務であり、業務を遅延することによる全国の民間教育訓練施設等に与える影響が大きいことから、審査を円滑に行えるよう適切に調査結果報告を行うとともに、（中略）調査結果報告の最終期限までに、それぞれ全ての調査を終える必要があるため、予定した取決め日に予定どおりの調査報告を行うことができるようにすること」とされている。

また、調査業務は、半年に１度のサイクルで行われることから、令和５年１０月指定分（調査期間は令和５年４月から９月まで）及び令和６年４月指定分（調査期間は令和５年１０月から６年３月まで）の２つの区分に分けて評価を実施した。

評価に当たって、受託事業者から令和５年１０月指定分については令和５年１０月１７日に、令和６年４月指定分については、令和６年４月１５日に、それぞれで報告を受け、厚生労働省職員２人により評価を行った。

実施要項に示す調査期間における各事項の評価等は以下のとおりである。

ア 業務履行の遵守

業務実施に当たって、受託事業者は実施要項に基づき受託事業者自身で作成した実施計画書等に従い適切に業務を履行した。

イ 事業スケジュールの遵守

受託事業者は、実施要項に基づき作成された業務スケジュールに従い適切に業務を履行した。

個別の調査における遅延については、以下のウのとおりである。

ウ 事業の目標

① 各事項の評価

達成すべき質	評価／実施状況
ア 調査結果報告の進捗度合の観点（配点：各 50 点） （評価項目） 厚生労働省は、厚生労働省と受託事業者が事前に取決めを行った調査結果報告の最終期限（調査結果報告の終了予定日）を基準とし、1 日超過当たり 5 点を目安として配分点の 50 点から評価点を減じる。	○調査期間における評価 ・令和 5 年度前期（令和 5 年 10 月指定）：50 点 ・令和 5 年度後期（令和 6 年 4 月指定）：0 点（専門実践・特定一般教育訓練給付：13 日遅延）（一般教育訓練給付：11 日遅延） 前期については、調査結果報告日までに調査を終えることができた。 後期については、調査終了までに大幅な期限を要した。なお、この遅延については、以下の要因が考えられる。 ・当省側における受託者からの調査結果報告の受け方について、前期では対面報告としていたところ、後期では調査結果報告書類を PDF 化の上、当省あてのメール送付による報告に変更した。 ・これにより、受託者側では書類を PDF 化する膨大な作業が発生したこと。 ・また、対面報告であれば当省からの確認事項をその場で対応できていたところ、当省側で疑問な点などがあった場合は、一律、調査不備等の審査保留として受託者に差し戻す取扱いとなったこと、及びこれらの回答を別途対応しなければならないことが、調査遅延に大きく影響したものと考えている。
イ 調査結果報告の質の観点（配点：各 40 点） （評価項目） 受託事業者の調査結果報告全てに不備等が無く審査保留（調査結果報告に不備等があるため厚生労働省が指定等審査を一時保留し、受託事業者が不備等の確認や修正作業等を行うこと）がない場合を 40 点とし、申請受付講座件数に占める審査保留の講座件数の割合により次の (7)～(E) のとおりの評価を行う。 (7) 調査結果報告の 1 講座単位の審査	○調査結果報告の質の評価 個別の審査保留率は、次のとおりであった。 ・令和 5 年 10 月指定分 1.5% ・令和 6 年 4 月指定分 3.9% この結果、評価については、それぞれ ・令和 5 年 10 月指定分：35 点 ・令和 6 年 4 月指定分：35 点 となった。

保留の件数が1件以上あり、かつ全申請受付講座件数の10%未満である場合、評価点を35点とする。 (イ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の10%以上30%未満である場合、評価点を25点とする。 (ウ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付件数の30%以上50%未満である場合、評価点を15点とする。 (エ) 調査結果報告の1講座単位の審査保留の件数が、全申請受付講座件数の50%以上である場合、評価点を0点とする。	
ウ 調査業務の情報共有・進捗管理の観点（配点：各10点） （評価項目） 受託事業者が次の(ア)及び(イ)について、調査結果報告を開始した日から終了する日までにいずれも全て履行できた場合は10点の評価点とし、どちらか又はいずれも履行できなかった場合は0点の評価点とする。 (ア) 受託事業者は、厚生労働省と受託事業者が事前に取決めを行った調査結果報告の予定日の前日までに、当日に実施する予定の調査結果報告の件数、開始時間及び場所について、厚生労働省に連絡を行うこと。 (イ) 受託事業者は、前回の調査結果報告が終了してから次に予定している調査結果報告までの間に現在までの進捗状況（前回までの調査結果報告及び審査の進捗状況）を整理して、厚生労働省へ報告を行うこと。	○調査業務の情報共有・進捗管理の評価 受託事業者と事前に取り決めた全ての調査結果報告が予定日の前日までに連絡があり、また、当該報告終了ごとに、次の調査結果報告までの間の現在までの進捗状況も全て報告されたことから、 ・令和5年10月指定分：10点 ・令和6年4月指定分：10点 となった。

② サービスの質の達成状況

受託事業者は、厚生労働省が行った評価において平均70点以上の評価点を得ることを、すなわち、令和5年10月指定分と令和6年4月指定分の評価点の平均70点以上を得ることを本調査業務の目標としてこれを達成することとされている。

各観点の評価点の合計は、令和5年10月指定分：95点、令和6年4月指定分：45点となり、期毎に客観的にみれば、前期は目標を大幅に上回っているものの、後期は大幅に下回り、平均でみれば70点（令和5年度終了時点）で概ね目標は達成できている状況である。なお、後期においては、当省側の都合により受託者から受

ける調査結果報告方法を変更したことにより、受託者側の作業が大幅に増え、進捗度合に影響を与えたことが目標未達成の一因にあると考えている。

エ サービスの質の確保のための受託者の施設設置要件等

① 立地条件

受託事業者の所在地は、厚生労働省から 1 時間以内の場所（東京都新宿区西新宿）にあるため、実施要件を満たしている。

② 業務実施環境

受託事業者は、調査業務に充てるための職員事務室スペースに加え、審査の際に対面による調査結果報告が可能となるよう事務所に会議室を確保している。

また、受託事業者においては、事務室への出入り時にセキュリティシステムによる管理体制を整備していることに加え、耐震性等その他の実施要件も満たしている。

③ 情報器機等の要件

調査等業務に必要な端末（PC）を人数分確保しており、専用プリンタを設置する等、実施要件を満たしている。

④ インターネット回線

受託事業者のネットワークシステムについて、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準じた規程整備等を行い、適切な情報セキュリティ管理・運用を行う等、実施要件を満たしている。

⑤ 電子媒体の保存領域の確保

令和 5 年度より Excel 様式による電子申請を可能としており、同申請方法により提出される申請書及び添付資料を格納するための保存領域が用意されている。

また、申請書や添付資料について、申請者が直接アクセスし、電子媒体を格納できる外部ファイル共有領域を利用して収受を行っており、当該ファイル共有領域は、申請者の勝手な書き換えを防止するため、更新ログが残るサービスとしており、保存領域は 500GB 程度を確保、適切な情報セキュリティ要件を確保していることの 3 要件を確保しており、要件を満たしている。また、当該外部ファイル共有領域は格納の際に、申請者名を事前に入力させ、アカウントを発行して格納されたファイルと申請者の紐付けを可能とすることで、申請受付の正確性の確保、及び審査処理の効率化に寄与している。

⑥ 書類の保管

受託事業者において、事務室への出入り時にセキュリティシステムによる管理体制が整備された審査書類保管スペース（約 60 m²）を別途確保し、当該スペースで調査票の保管を行っていること、梱包用の箱を使用していること等、実施要件を満たしている。

オ 業務の引継ぎ

前回の受託事業者と今回の受託事業者が同一であることから業務の引継ぎは発生

していない。

(2) 目標の達成に係る受託事業者からの提案と実施状況

ア 本事業では、受託事業者に対し、前期において事業目標を達成できなかった事項について、その要因の分析とともに改善策の提案・実施を求めている。

事業実施に当たって、受託事業者から以下の改善策の提案があった。

- ・令和5年度前期における調査結果報告の進捗度においては、遅延がなかったことから、引き続き、当該体制の維持に努め審査を行うこと。
- ・調査結果報告の質においても、審査保留率を低く抑えられており、当該質の維持を継続できるよう努めること。

イ 提案の効果

後期において、受託者から当省への調査結果報告の受け方を変更したことにより、受託者側に書類をPDF化するなどの追加の作業が発生した。また、対面報告であれば当省からの確認事項をその場で対応できていたところ、当省側で疑問な点などがあった場合は、一律、調査不備等の審査保留として受託者に差し戻す取扱いとなったこと、及びこれらの回答を別途対応しなければならないことが、調査遅延に大きく影響したものであり、当該要因がなければ、前期と同水準の結果は得られていたものと考えている。

調査結果報告の質においては、上述の調査結果報告の受け方の変更により、前期では保留とならなかったケース（当省の確認事項を対面で受託者が説明し、問題なしと判断できるもの）についても、一律、調査不備等の審査保留として受託者に差し戻すこととなったが、これらを除けば、前期と同水準の結果を得られていると考える。

なお、受託者側においては、後期の調査結果報告の報告方法の変更となったことにもない、厚生労働省側の確認作業の効率化を図る観点から、講座リスト一覧との紐付けを容易にできる（PDFの申請書類ごとに識別インデックスの付与）工夫や、厚生労働省から調査内容に対して指摘があった際の対応について、受託者側の確認・修正後の内容と指摘を受けた修正前のPDFを即座に確認できるよう、指摘のあった申請書のみにPDFを加工する工夫の提案がなされ、厚生労働省側の処理時間の短縮に努めている。

3. 実施経費の状況

(1) 本事業は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札（総合評価落札方式）により民間委託を行っていることから、契約額（＝入札額）によりコスト削減効果等の分析を行うものとするが、事業実施した期間によって、各講座類型の講座数、講座内容が異なり、単純比較することが困難であることから、「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス行における賃金の増加率」を踏まえた人件費により検証を行う。

比較する平成 29 年度と令和 5 年度の契約額等の内訳は下表のとおり。

【契約金額内訳】

比較対象年度	契約額（税抜）	契約金額内訳	
		一般管理費	人件費
平成 29 年度	101,200,000 円	45,816,000 円	55,384,000 円
令和 5 年度	158,973,000 円	80,535,000 円	78,438,000 円
増減数	57,773,000 円	34,719,000 円	23,054,000 円

【申請講座数と処理時間】

比較対象年度	講座類型（※）			
	一般	特定一般	専門実践	計
平成 29 年度	6,605 講座数 (4,457 時間)	—	1,783 講座数 (4,261 時間)	8,388 講座数 (8,818 時間)
令和 5 年度	7,758 講座数 (5,431 時間)	428 講座数 (1,416 時間)	2,013 講座数 (6,801 時間)	10,199 講座数 (13,648 時間)
増減数	1,153 講座数 (974 時間)	428 講座数 (1,416 時間)	230 講座数 (2,540 時間)	1,811 講座数 (4,830 時間)

上段：申請講座数、下段：処理時間

ア 一般管理費について

平成 29 年度の一般管理費と比較すると約 35,000 千円の増額となっている。

主な増額内容は、

- ・電子申請の導入に係るシステム開発費及び運用費（約 18,000 千円増額）、
- ・事務機器借料、保守料（約 6,000 千円増額）
- ・事務所借料、作業室料（約 2,000 千円増額）

である。

一般管理費については、

- ・講座類型ごとに振り分けることができない経費であり、地価高騰や物価高騰等様々な要因があること、
- ・令和 5 年度からの電子申請導入によるシステム開発費や運用費の新規計上であること、

等から、本検証の対象とすることは困難であるため、一般管理費を除外する。

イー 1 人件費（平成 29 年度と令和 5 年度）

① 全体

人件費については、平成 29 年度と比較すると約 23,000 千円の増加である。

平成 29 年度と令和 5 年度の人件費の内訳をみると、

- ・平成 29 年度：55,384 千円
- ・令和 5 年度：78,438 千円

となっている。

② 分析

平成 29 年度と令和 5 年度の人件費を比較したコスト削減の分析については、「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率」のそれぞれと比較し、検証を行う。

なお、平成 29 年度及び令和 5 年度の人件費の比較にあたっては、令和元年度に追加された特定一般教育訓練給付に係る調査職員の人件費相当を除く必要があるため、当該職員人件費を算出し、除いた額で比較することとする。

	人件費	特定一般 除外人件費	申請講座数 (一般＋専門)	処理時間 (一般＋専門)	賃金構造調査 (※)
平成 29 年度	55,384 千円	55,384 千円	8,388 講座	8,818 時間	1,417 円
令和 5 年度	78,438 千円	63,731 千円	9,771 講座	12,232 時間	1,712 円
増加数	23,054 千円	8,347 千円	1,383 講座	3,414 時間	295 円
増加率	41.6%	15.1%	16.5%	38.7%	20.8%

※ 当該業務に近い産業分類として、「学術研究、専門・技術サービス業」の短時間労働者 1 時間当たりの賃金としている。

・賃金構造基本統計調査「短時間労働者の年齢階級別 1 時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」より引用。

<https://www.estat.go.jp/statsearch/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450091&ttstat=000001011429&cycle=0&tclass1=000001098975&tclass2=000001098979&tclass3=000001098991&tclass4val=0> (平成 29 年度)

・賃金構造基本統計調査「短時間労働者の産業、性別 1 時間当たり賃金及び対前年増減率」より引用。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/13.pdf> (令和 5 年度)

令和 5 年度の特定一般教育訓練給付の講座の調査を主に対応する職員分の人件費を控除した額を比較対象の人件費として、平成 29 年度の人件費を比較すると令和 5 年度の増加率は 15.1%となる。

一方、人件費の増加要因と考えられる業務量の増加について考えると、申請講座数においては 16.5%の増加、処理時間にあつては 38.7%の増加となっており、人件費の増加率は低く抑えられている。

また、賃金構造基本統計調査の賃金の増加率は 20.8%の増加となっており、人件費の増加率は下回っている。

③ 受託者における効率化

受託者においては、申請講座が増加傾向であること、専門性の高い講座が増えていることを踏まえ、これまで蓄積しているノウハウを活かし、例えば、申請講座の種類別に担当制とすること、新規申請と再指定申請により担当制とする体制を構築するなど業務効率化を図り、人件費の抑制に努めている。

④ コスト削減等評価

上記②の分析及び③の受託者の効率化のとおり、増加要因となる業務量の増加率と比較しても人件費の増加率は低く抑えられていること、また、国の賃金構造基本統計調査と比較しても人件費の増加率は下回っていることから、市場化テストによる人件費削減の効果が一定程度あると評価できる。

イー 2 人件費（令和 3 年度と令和 5 年度）

① 全体

人件費については、令和 3 年度と比較すると約 7,700 千円の増加である。

令和 3 年度と令和 5 年度の人件費の内訳をみると、

・ 令和 3 年度：70,782 千円

・ 令和 5 年度：78,438 千円

となっている。

② 分析

令和 3 年度と令和 5 年度の人件費を比較したコスト削減の分析については、「申請講座数の増加率」、「処理時間の増加率」、「賃金構造基本統計調査による学術研究、専門・技術サービス業における賃金の増加率」のそれぞれと比較し、検証を行う。

	人件費	申請講座数 (一＋特＋専)	処理時間 (一＋特＋専)	賃金構造調査 (※)
令和 3 年度	70,782 千円	7,491 講座	9,531 時間	1,527 円
令和 5 年度	78,438 千円	10,199 講座	13,648 時間	1,712 円
増加数	7,656 千円	2,708 講座	4,117 時間	185 円
増加率	10.8%	36.2%	43.2%	12.1%

※ 当該業務に近い産業分類として、「学術研究、専門・技術サービス業」の短時間労働者 1 時間当たりの賃金としている。

賃金構造基本統計調査「短時間労働者の産業、性別 1 時間当たり賃金及び対前年増減率」より引用。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/dl/13.pdf> （令和 3 年度）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/13.pdf> （令和 5 年度）

人件費の増加要因と考えられる業務量の増加について考えると、申請講座数の増加においては 36.2%の増加、処理時間にあつては 43.2%の増加となっており、いずれもこれらの増加率は人件費の増加率を上回っている。

また、賃金構造基本統計調査の賃金の増加率は 12.1%の増加となっており、人件費の増加率は下回っている。

③ 受託者における効率化

イー 1 ③と同様に効率化に努め、人件費の抑制に努めている。

④ コスト削減等評価

イー 1 ④と同様、市場化テストによる人件費削減の効果が一定程度あると評価できる。

4. 全体的な評価

本業務に係る今回の調達にあたっては、官民競争入札等監理委員会等より受けた指摘に基づき競争性を確保するための改善を行ったところである。結果的には1者応札となったが、本事業の実施自体については、以下のとおり適切に実施している。

(1) 入札に当たっての競争性の確保に向けた改善

ア 競争性確保に向けた改善

競争性の確保の改善のため、応札者の業務負担の軽減を図る観点から、以下の取組を実施。

- ① 実施要項の記載の明確化や記載内容の適正化を図ることとし、理解しやすい資料とすることに重点を置いた構成の見直しを行ったこと。
- ② 申請書の受付について、従来の郵送申請に加えて電子申請を取り入れることとしたこと。

電子申請への対応にあたっては、以下の取組としている。

- ・令和5年度ではExcelデータによる調査票の受付をできるようにしたこと。
- ・令和6年度からの運用開始予定のe-Govへの対応のため令和5年度にシステム改修を実施すること。

また、調達時には、前回調達時に入札説明書を受け取りに来た事業者に対し、メールにより広く周知を行った。

以上のような取組を行ったにもかかわらず、入札説明書を取りに来た事業者を含め、複数応札には至らなかった。

イ 事業者へのヒアリング

入札説明書を取りに来た事業者2者に対してヒアリングを行ったところ、応札しなかった理由は以下のとおりであった。

- ・業務内容の業務難易度が高く、専門的な知見を有する必要があると感じた。
- ・評価項目において「教育訓練、人材育成に係る業務や調査業務に携わった経験等、業務を遂行する上で有効な業務歴等をもっているか」等、本業務に初めて参入するベンダーにとって難易度が高いと感じた。
- ・提出時期が他の事業の入札時期と重なるため、マンパワーの問題もあり提案書の作成が間に合わなかった。

(2) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標については、目標としていた評価点の平均70点以上の評価を上回り目標を達成した。

また、その他の確保されるべき質については、以下の事項でそれぞれ目標を達成している。

ア 業務実施にあたって、実施計画書等に従い適切に業務を履行したこと。

イ 業務スケジュールに従い適切に業務を履行した。

ウ サービスの質の確保のための受託者の施設設置要件等は、

- ① 立地条件については、厚生労働省から1時間以内の場所に確保していること。
- ② 業務実施環境については、職員事務室スペース及び事務所内に会議室を確保するとともに、セキュリティシステムによる管理体制が整備していることに加え、耐震性等その他の実施要件を満たした民間ビルに入居していること。
- ③ 調査等業務に必要な端末（PC）を人数分確保しており、専用プリンタを設置していること。
- ④ 受託事業者のネットワークシステムについては、適切な情報セキュリティ管理・運用を行っていること。
- ⑤ 書類の保管については、上記②の事務室内に設置した審査書類保管スペース（約60㎡）で調査票の保管を行っていること。
- ⑥ 電子媒体の保存領域の確保については、申請書及び添付資料を格納するための外部ファイル共有領域を用意していること。

エ なお、以下の事項については、厚生労働省として評価を行うことはしない。

業務の引継ぎについては、前回の受託事業者と今回の受託事業者が同一であることから業務の引継ぎは発生していないこと。

（3）受託事業者による法令違反行為等はいずれもなかった。

（4）厚生労働省において、外部の有識者2名を含む3名により、令和6年5月15日「教育訓練講座受講環境整備事業の評価・改善等に関する有識者懇談会」を開催した。

本懇談会において、外部有識者から以下の意見等を得た。

ア 本事業のサービスの質の確保、達成状況及び評価について

- ・本事業に関して「サービスの質の確保」「達成状況」は、ほぼ目標に達していると判断できる。
- ・受託者は、遅延防止等に向けて、厚生労働省側の確認作業を効率化させるため、書類の工夫を提案している一方で、対面であればその場で解決できるものが、これら工夫だけでは限界があり、例えばZoomにより画面共有して対面作業に近い状況で確認するなど、効率的な業務の進め方も考えられる。
- ・将来にわたり調査の質を安定的に保ち、遅延をさらに防ぐなど、厚生労働省側とご検討いただければと考える。
- ・実施経費の状況の検討方法及び検討結果は、総合的にみて妥当と評価できる。
- ・申請講座数及び処理時間が大幅に増加しているところ、人件費の増加率は一定範囲内であり問題がないと考えられる。

イ 次回の調達に向けて改善を図る必要があるもの

- ・競争性の確保に向けた改善策として、申請書の受付方法を電子申請にも対応したとあるが、申請書の受付方法の多様化は申請者側の利便性向上にはつながるが、

受託者側にとってはこれらに対応する必要があり、むしろ業務の複雑性が増しただけで、参入障壁を下げる効果には必ずしもつながりにくかったのかもしれない。

- ・ 応札しなかった事業者は、その理由に本業務の難易度の高さを挙げていたが、教育訓練給付に係る申請案件の調査を短期間で正確に実施するという本業務の特殊性は、他社の参入を阻む最大の要因となっている。しかしながら、申請案件の調査は本業務の根幹をなす重要業務であり、調査を個々の要素に分解して他社が参入しやすくするような工夫を行うことはほぼ不可能である。仮にそれができたとしても、個々の調査結果を統合させて一段上の立場から総合的に判断する別業務が発生し、かえって非効率になることが予想される。
- ・ 以上から、次の調達に向けて複数者が応募できる形態に改善・工夫する余地は残されていないと考えられる。

ウ その他

- ・ 本事業は、教育訓練給付に係る申請案件の調査を短期間でしかも正確に実施するという、審査業務とも類似した、専門性の高い頭脳労働を要する業務であり、本業務は市場化テストという手法にはなじみにくい性質をもつ業務と考えられる。これまでの本事業のあり方を総合的に判断した結論として、本業務を市場化テストの対象とすることは、業務の性質上、適切ではないのではないかと考える。
- ・ 「一者入札が続いていること」は、市場化テストの観点からは改善すべきではあるものの、「民間が自主的に行っている例がないこと」、「業種・職種の教育訓練についての専門知識を要すること」、「事業を推進するために相応のシステムの整備が必要なこと」など、本事業の特異性を考えると、今後とも新規参入者が現れることは想定しにくい。これまでの実施経費の妥当性も考慮すると市場化テストの最終プロセスに移行してもよいのではないかと判断する。

5. 今後の更なる改善に向けて

本事業については、平成 29 年度から市場化テストを実施し、競争性の確保の改善取組を続けているものの、結果として 1 社応札が継続している。これは、業務の特殊性、教育訓練講座の規模及び業務の難易度等により、新規参入に当たっての体制構築が困難な業務であると考えられることから、市場化テスト終了（終了プロセスへの移行）を希望したい。

なお、市場化テストを終了した場合にも、引き続き、入札時の競争性の確保を図るとともに、事業者への積極的な声掛け等を継続して実施していきたい。